

回答書

平成30年度 定期報告制度講習会

質問	回答
<p>【建築設備】 別表4 非常用照明装置の照度測定表について</p> <p>①蛍光灯、LEDの種類ごとに最低1ヶ所ですといわれていましたが、その資料をいただけませんか。</p> <p>②カラオケボックス(30部屋)で全部屋照度測定が必要ですか。(全てLEDに去年交換済み)</p> <p>【特定建築物】 調査項目 1(1)～(9) 敷地及び地盤について</p> <p>学校の校内に複数の100㎡を超える建物があります。個別の建物ごとに検査結果表を作成しています。個別の建物ごとに検査しようとすると埋められない部分があります。例えば、塀や擁壁について、建物ごとで埋めようとすると該当なし(一)となります。この場合、どのように検査結果表を作成すればよいでしょうか。</p>	<p>別表4 非常用照明装置の照度測定表について</p> <p>①測定するのは、最低1か所ではなく、避難上重要な部分(廊下、階段、居室の出入り口等)を中心に複数個所の測定が必要です。説明したのは、別表4の(別紙)欄に記入するのは、階ごと、かつ光源の種類ごとに最低照度1ヶ所ですといふことです。</p> <p>②報告対象施設であり、交換済みのLEDが対象となる建築設備(記入例P28参照)であれば、避難上重要な部分(廊下、居室の出入り口等)の測定は必要です。 (建築設備定期検査業務基準書 2016年版 P279～284参照)</p> <p>敷地内に複数の調査対象棟がある場合は、共通する敷地及び地盤については代表する棟の調査結果表に記入し、他の棟の調査結果表で該当なしとして良いです。同じ塀などの施設を重複して記入する必要はありません。 ※学校については報告の必要はありませんが、複数棟の調査については3年に1度の同一年に同時に行って、複数棟の調査結果表を1つの綴りとするなど、該当施設の記入漏れがないように注意してください。</p>